

令和8年第3回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和8年5月27日(水) 14時00分

○招集場所 見附市役所 4階 大会議室

○会議に付した議件

議第44号 専決処分について(見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について)

議第45号 専決処分について(見附市立学校運営協議会委員の委嘱について)

議第46号 専決処分について(見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱および解職について)

議第47号 専決処分について(見附市就学支援委員会の委員及び相談員の委嘱について)

議第48号 専決処分について(見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について)

議第49号 専決処分について(見附市重大事態対策委員会委員の委嘱について)

議第50号 専決処分について(見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について)

議第51号 専決処分について(見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について)

議第52号 見附市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第53号 見附市学校給食費等の徴収に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について

議第54号 見附市学校給食費等の徴収に関する条例施行規則の制定について

議第55号 見附市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

- 議第56号 見附市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第57号 見附市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第58号 見附市養育費確保支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第59号 見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第60号 見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第61号 見附市新生児聴覚検査費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第62号 令和8年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について

○出席者（5名）

教 育 長	渡 邊 茂 夫
委 員	小 林 弘 武
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 木 可 奈 子
委 員	武 田 信 一

○事務局出席者（9名）

教育部長兼教育総務課長	近 藤 芳 生
市民部長兼まちづくり課長	小 此 鬼 明

学校教育課長	遠藤哲也
こども課長	早川雅美
主幹兼こども課長補佐	山口悦正
教育総務課長補佐	武石明彦
学校教育課長補佐	宮田雅仁
こども課長補佐	矢澤明美
教育総務課主事	内藤大樹

14時00分 開会

教 育 長

これより、令和8年第3回見附市教育委員会定例会を開きます。

現在の出席者5人全員であります。

教 育 長

日程第1、議事録署名委員の指名をおこないます。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により武田委員を指名します。

教 育 長

日程第2、報告1「相互オープンスクールについて」を教育部長より報告願います。

教育部長

報告1「相互オープンスクールについて」を報告いたします。昨年度に策定した見附市立学校適正配置計画に基づき、来年度から「相互オープンスクール」の試行を実施します。

「相互オープンスクール」制度ですが、複式学級のある小規模校に通う児童にも多様な学びの場を確保するため、見附第二小学校、田井小学校、上北谷小学校区に住所のある児童を対象に、見附小学校、名木野小学校への通学が可能となるよう学区外就学基準に該当項目の要件を加えるものです。なお、試行期間は令和9年度～10年度です。

試行期間中は、現行のオープンスクール制度と同様に、「実施校への通学は、保護者の責任によること」とし、現行のオープンスクール制度と同様の通学支援策を実施する予定です。

スケジュールについてですが、7月上旬に周知を行い、7月下旬に保護者説明会を行う予定としています。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

小林委員

制度利用後は卒業まで転校先に在籍するということですか。

遠藤課長

保護者の希望であれば、卒業まで在籍となります。

教 育 長

小学校が統廃合するまでの2年間の試行なので、長期的な制度利用は考えていない
ものです。

小倉委員

小中学校の適正配置計画が策定された時点で統合先に入れたいという声が上がっ
ていますが、支援策も令和9年度から開始ですか。

教育部長

相互オープンスクールの支援策となるため、令和9年度からとなります。

小倉委員

遡っての支援はありませんか。

教育部長

ありません。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終了します。

次に、報告2「中学校部活動地域展開に関する進捗状況等について」を市民部長よ

り報告願います。

市民部長

報告2「中学校部活動地域展開に関する進捗状況等について」を報告いたします。
部活動の地域展開を進めるにあたって、いよいよ8月から始まる有料化に向けて準備を進めています。その中の月会費が決定しましたのでご報告です。

休日月4回の活動で月額2,500円、月2回の活動で1,250円と設定しました。
休日の活動とは、1週間のうち、土日どちらかという意味です。

対象となる地域クラブは記載の通りです。ほかにも男子バスケットボールや吹奏楽は立ち上げに向けて調整している段階です。

支払方法は納付書を学期ごとに送付します。一括払い月払いどちらも可能です。また、原則として一度納めたお金の返金対応はいたしません。また別途、経済困窮世帯への配慮も検討しているところです。

今後は6月3日～9日の間に、地域クラブの運営・指導者を集めた説明会、6月24日～26日に、種目ごとの保護者説明会をおこないます。開始となる8月前には、最終的な意向調査をおこないます。

申込方法は、原則として各中学校に提出。この他、市外の方などはまちづくり課に直接もってきていただいても大丈夫です。

まちづくり課からは以上です。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問ございませんか。

武田委員

徴収する参加費の金額に基準はありますか。

市民部長

国の提示する目安は3,000円程度ですが、見附市の状況に合わせて再計算し、

2,500円としました。長岡市は当初4,000円だったものを2,800円に値下げしました。参加費は生徒数と指導者数の比率で決まりますが、市町村や年度によって人数も比率も大きく異なるほか、3年生は部活動引退後も地域クラブは継続して活動ができます。積算根拠は諸々の積み上げで算定しています。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告3、「名木野小学校体育館長寿命化改良工事等について」を、教育部長より報告願います。

教育部長

報告3「名木野小学校体育館長寿命化改良工事等について」を報告いたします。

学校施設長寿命化計画に伴う名木野小学校体育館改良工事についてですが、令和7年度補正予算で交付金採択されたことから、繰越し事業として今年度実施いたします。

工事内容としましては、工種別で5本の工事を予定しており、内容は概要に記載のとおりとなります。原子力特措法の屋内退避施設として、指定避難所機能の強化を目指して市内の学校体育館として初のエアコン空調整備を併せて実施します。

予算額は約5億3千万円で、明日の入札で仮契約、6月議会の議決を経て本契約となり、来年3月までの工期となります。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告4に移りますが、
報告4は、「関係者のプライバシー等個人情報を多く含むこと」これらのことから、
見附市教育委員会会議規則第9条により、本議案の報告は「非公開」にしたいと思
いますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

本案の審議は「非公開」とすることとし、審議を進めることとします。

教 育 長

事務局は、会議録の調整につき、対応をお願いします。

■ ここから非公開審議 ■

■ ここまで非公開審議 ■

教 育 長

ここで、非公開と決定しました報告4が終了しましたので、議事録の調整をお願い
します。

教 育 長

次に、報告5、「令和8年 河川功労者表彰について」を、学校教育課長より報告願
います。

学校教育課長

報告5、「令和8年 河川功労者表彰について」を、報告いたします。日本河川協会
において、毎年河川に関する活動で顕著な功績を上げた個人及び団体に対して、河川

功労者表彰が行われています。この度、見附市教育委員会・見附市立各学校が「令和8年河川功労者」として表彰されることになりました。

この表彰は、「平成16年7.13新潟福島豪雨災害を契機として、災害時の的確な行動と非常時の生活を体験するため各学校において、学年に応じた学習を地域総がかりで行う活動、そして自然に親しむ活動等、特色ある教育活動を実施し、こどもたちの防災・減災意識の向上に貢献した」として、新潟県の推薦を受け、全国から評価されたところです。

6月1日に東京の砂防会館で表彰式が行われ、渡邊教育長が教育委員会並びに各学校を代表して表彰を受けてまいります。

なお、これまでの防災教育の取組や昨年度行われた「ぼうさいこくたい2025」の成果をまとめたパネル展を、5月14日から6月1日までネーブルみつけにて、6月5日～22日まで道の駅パティオにいがたで開催しております。ご都合がございましたら、ご覧いただければ幸いです。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、以上で報告事項を終了します。

教 育 長

それでは、日程第3、議件に移ります。

審議に入ります。

議第44号、「専決処分について（見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について）」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第44号、「専決処分について（見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について）」を説明いたします。

専決第4号 見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について、令和8年4月1日付けで専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

学校給食運営委員会委員として名簿記載のとおり、校長先生1名とPTA代表3名および関係する行政機関の職員として1名の計5名を委員として委嘱するものです。

任期については令和8年4月1日から令和9年3月31日までとするものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第45号、「専決処分について（見附市立学校運営協議会委員の委嘱について）」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第45号、「専決処分について（見附市立学校運営協議会委員の委嘱について）」を説明いたします。

見附市立学校運営協議会委員の委嘱について令和8年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。別記名簿にあるとおり、135名を委員として委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認をお願いいたします。任期は令和9年3月31日までの1年とするものでございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第46号、「専決処分について（見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱および解職について）」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第46号、「専決処分について（見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱および解職について）」を説明いたします。

見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱および解職について令和8年4

月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

名簿にあるとおり、委員の委嘱および解職することについて専決処分いたしましたので、承認をお願いいたします。委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間の令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間となります。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第47号、「専決処分について（見附市就学支援委員会の委員及び相談員の委嘱について）」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第47号、「専決処分について（見附市就学支援委員会の委員及び相談員の委嘱について）」を説明いたします。

見附市就学支援委員会委員及び相談員の委嘱について令和8年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。名簿にあるとおり、委員15名、相談員18名を委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認を

お願いいたします。任期は令和9年3月31日までの1年とするものでございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第48号、「専決処分について（見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について）」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第48号、「専決処分について（見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について）」を説明いたします。

見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について、令和8年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

名簿にあるとおり、5名を委員として委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認をお願いいたします。任期は、令和10年3月31日までの2年間となります。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第49号、「専決処分について(見附市重大事態対策委員会委員の委嘱について)」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第49号、「専決処分について(見附市重大事態対策委員会委員の委嘱について)」を説明いたします。

見附市重大事態対策委員会委員の委嘱について、令和8年4月16日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。3月24日の第2回定例教育委員会にて、すでに4名の委員の委嘱について報告させていただいたところですが、新たに弁護士の片沼 貴志さんを委員として委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認をお願いいたします。任期は、令和10年3月31日までの2年間となります。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

小林委員

委員を増やすということですか。

遠藤課長

もともと5名程度を予定していたもので、法律の専門家の委嘱を予定していましたが見当たらず空席でした。この度、弁護士会から推薦いただき、委嘱するものです。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第50号、「専決処分について（見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について）」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第50号、「専決処分について（見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について）」を説明いたします。

令和8年4月1日付けで専決処分をいたしましたので、承認をお願いするものです。

子ども支援対策地域協議会委員の任期は2年間としており、令和7年4月1日から令和9年3月31日までであります。協議会委員のうち異動のため欠員の生じた者について、各機関からの推薦のあった記載の代表者会議委員3名、実務者会議委員3名の委嘱を専決処分することとしましたので承認をお願いするものです。

なお今回委嘱する方の任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間でございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第51号、「専決処分について(見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について)」を議題とします。

市民部長に説明を求めます。

市民部長

議第51号、「専決処分について(見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について)」を説明いたします。学校関係者として川上様、PTA連合会の会長として土

谷様を新たに迎えるものです。両名とも、それぞれの団体の総会等を経ての選出となります。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第52号、「見附市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第52号、「見附市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を説明いたします。

規則の改正を行う理由についてですが、令和8年度以降の国の標準準拠システムへの移行に際して、教育委員会内事務における「住登外宛名番号管理機能」を実装する団体は、「市外の居住者の個人番号の独自利用を行う事務」について関係例規により規定することを国から求められているため、必要な事項について改正するものです。

改正の内容について、説明いたします。条文において、別表8項に住登外宛名番号

管理機能による住登外者の情報に係る宛名の登録又は変更に関する事務を加えるものです。

附則により、この規則は、見附市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行の日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第53号、「見附市学校給食費等の徴収に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について」と議第54号「見附市学校給食費等の徴収に関する条例施行規則の制定について」を一括して議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第53号、「見附市学校給食費等の徴収に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について」と議第54号「見附市学校給食費等の徴収に関する条例施行規則の制定について」を一括して説明いたします。

3月の第2回見附市教育委員会定例会において、令和8年度から給食費公会計化を行うため、見附市学校給食費等の徴収に関する条例施行規則を制定したところでしたが、総務課より、教育委員会の所掌事務にかかわるものであっても、収入及び支出の命令権者は地方公共団体の長となることから、地方自治法第180条の2による首長からその権限の一部を委任または補助執行で定めない限り、教育長名では行うことはできないので、教育委員会規則を廃止し市長部局の規則を制定する必要があるとされましたので、議第53号で教育委員会規則を廃止し、議第54号で市規則を制定するものです。

議第54号で制定する市規則の内容については、議第53号の規則における決定権者が教育長から市長に変更となっております。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第55号、「見附市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第55号、「見附市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を説明いたします。

規則の改正を行う理由についてですが、令和8年度から給食費公会計化を行うため、規則の業務内容に関し必要な事項について改正するものです。

改正の内容について、説明いたします。まず、第2条では運営委員会の名称を「見附市学校給食センター運営委員会」から「見附市学校給食運営委員会」に改め、同条第3号中「学識経験者」を「関係する行政機関の職員」に改めます。第3条第1項中の任期について「2年」を「1年」に改め、監査業務は市の監査委員事務局が行うこととなるため、第4条第1項第3号を削り、同条第4項を削ります。

また公会計化により、運営委員会の業務見直しを行うため、第6条第1項を削り、同条第2項を同条とします。

附則により、この規則は、公布の日から施行し、改正後の見附市学校給食センター条例施行規則の規定は、令和8年4月1日から適用するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第56号、「見附市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第56号、「見附市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を説明いたします。

教育委員会への委任事務は、「見附市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」により定められております。当該要綱は委託契約、利用料、支出等の財務会計行為を伴うことから、市長権限に属する事務であるにもかかわらず、「教育長」と規定していたため、要綱改正により「教育長」という文言を「市長」に是正するものでございます。

附則としまして、この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の規定は、令和8年4月1日から適用するものでございます。

なお、以下議第61号まで同様の理由による一部改正となりますが、従前の取扱いについては、市長権限事務として実質的に執行されていたものであり、相手方の保護及び法的安定性の観点から有効なものとして取り扱うものとしたします。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第57号、「見附市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第57号、「見附市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を説明いたします。

一部改正の理由ですが、市長権限に属する事務であるにもかかわらず、「教育長」と規定していたため、要綱改正により「教育長」という文言を「市長」に是正するものの他、子ども・子育て支援交付金の「子育て短期支援事業」基準額が改正されたことに伴い、国が定める基準額にあわせて改正するものでございます。条文については記載のとおりでございます。

附則におきまして、公布の日から施行し、改正後の見附市子育て短期支援事業実施要綱の規定は、令和8年4月1日から適用するものでございます。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第58号、「見附市養育費確保支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第58号、「見附市養育費確保支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を説明いたします。

一部改正の理由ですが、市長権限に属する事務であるにもかかわらず、「教育長」と規定していたため、要綱改正により「教育長」という文言を「市長」に是正するものでございます。

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市養育費確保支援事業補助金交付要綱規定は、令和8年4月1日から適用するものでございます。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第59号、「見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第59号、「見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を説明いたします。

一部改正の理由ですが、市長権限に属する事務であるにもかかわらず、「教育長」と規定していたため、要綱改正により「教育長」という文言を「市長」に是正するものの他、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施についてこ支家第180号 令和8年4月9日こども家庭庁支援局長通知」が一部改正されたこと、及び「母子家庭高等職業訓練促進継続給付金及び父子家庭高等職業訓練促進継続給付金事業の実施について 令和8年4月9日付けこ支家第181号こども家庭庁支援局長通知」が定められたことに伴い、要件を追加・拡充及び、別記様式の文言及び形式を現状に即して改正するものでございます。

改正の内容につきましては、高等職業訓練促進給付金の支給期間の一部延長ということで、対象のひとり親家庭の親が准看護師から看護師養成機関に引き続き進学する場合は、その就学年数を踏まえ、支給期間と通算して60月を超えない範囲で支給いたします。

また、高等職業訓練促進給付金の受給中に児童が20歳に到達した場合も引き続き

高等職業訓練促進給付金と同等の給付金を支給し、自立を後押しすること及び、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援特別給付金を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に、母子家庭高等職業訓練促進継続給付金及び父子家庭高等職業訓練促進継続給付金事業を新規実施として実施するに伴い、要件や様式等を改正するものであります。

条文については記載のとおりでございます。

附則におきまして、この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の規定は令和8年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第60号、「見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第60号、「見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を説明いたします。

一部改正の理由ですが、市長権限に属する事務であるにもかかわらず、「教育長」と規定していたため、要綱改正により「教育長」という文言を「市長」に是正するもの他、公用文表記の統一を図るため、文言の修正、および、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について こ支家第180号 令和8年4月9日こども家庭庁支援局長通知」が一部改正されたことに伴い、要綱を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、対象者要件の拡大として、ひとり親家庭の自立に向けた後押しが途切れることのないよう、指定を受けた教育訓練受講中に児童が20歳に到達した場合も、講座の受講修了までは対象者に含めるものとし、また、受講料の一部支給の上限緩和として、これまで教育訓練期間を最大4年として設定していたものを、准看護師と看護師の養成課程で一体的に教育訓練を受ける場合に教育訓練期間が5年となるため、不足1年分を支給できるよう教育訓練期間を最大5年へ見直し、受講料の一部支給の上限額を160万円から200万円に、指定講座を受講した場合であって教育訓練修了後1年以内に資格取得し、一定の職業に就職したときに支給される受講料の一部支給の上限額については240万円から300万円に引き上げるものです。

条文については記載のとおりでございます。

附則におきまして、公布の日から施行し、改正後の見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の規定は令和8年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第61号、「見附市新生児聴覚検査費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第61号、「見附市新生児聴覚検査費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を説明いたします。

一部改正の理由ですが、市長権限に属する事務であるにもかかわらず、「教育長」と規定していたため、要綱改正により「教育長」という文言を「市長」に是正するものでございます。

附則におきまして、この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市新生児聴覚検査費助成事業実施要綱の規定は、令和8年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第62号、「令和8年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第62号、「令和8年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を説明いたします。

こども課関係部分です。

電力・ガス料金、食材費、資材価格等の物価高騰等の影響を受け、放課後児童クラブや園の運営に係る費用が増加しているため、運営の負担軽減を図り、安全に運営してもらうために見附市内放課後児童クラブ、見附市内保育施設に対し、支援を行うものでございます。

令和8年4月1日現在の児童クラブ登録人数在籍、園在籍人数をもとに計算を行うものではありませんが、財政査定後、記載の予算要求書から変更がございました。

まず3款・民生費・2項・1目・児童福祉総務費事業 放課後児童健全育成事業についてでは、55万4千円の増額としておりましたが、

児童クラブ登録人数をもとに計算する単価について、130ページ事業概要記載部

分、39人以下を 25,000円 40～59人 40,000円 60～99人
65,000円とし算定とし、合計51万5千円の増額補正をお願いするものでござ
います。

続きまして、3款・民生費・2項・2目・児童措置費 私立保育園運営事業につい
てでは、20万円の増額として記載してありますが、園在籍人数を基に計算する単価
について、132ページ事業概要記載部分1～9人 50,000円、10～59人
100,000円、60～99人 150,000円、100以上 200,000円と
し、15万円の増額補正、3款・民生費・2項・2目・児童措置費 認定こども園・
小規模保育施設運営事業についてでは、270万円の増額として記載してありますが、
園在籍人数を基に計算する単価については、今ほどご説明いたしました私立保育園と
同様となり、170万円の増額補正をお願いするものです。

今回の物価高騰関連として、こども課分は総計236万5千円の増額をお願いする
ものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

以上で、本日提出された議題の審議は、全て終了しました。

これにて、令和8年第3回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会)

14時53分 閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

武田 信一